

令和7年7月7日
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

通学路における合同点検結果を踏まえた交通安全の確保の徹底について
(依頼)

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から依頼がありました。

通学路の交通安全の確保については、貴教育委員会、学校、地元警察署及び道路管理者が連携して取り組んでいただいているところですが、本県においても、登下校中に児童生徒が交通事故に遭う事案が依然として発生していることから、今後も引き続き、通学路における交通事故防止の取組を徹底する必要があります。

つきましては、ホームページ等に合同点検によって抽出した対策必要箇所を公表し、地域住民等の協力を得るとともに、通学路の状況が変わった場合など適宜点検を実施し、児童生徒の通学路における交通安全の確保が図られるよう暫定的な安全対策を含め、関係機関と連携した対策の検討・実施をお願いします。

また、各学校においては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにする等、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いします。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当 山下

Tel : 099-286-5314

Mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 27 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

通学路における合同点検結果を踏まえた交通安全の確保の徹底について

標記については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、本年 5 月には、大阪市西成区、埼玉県三郷市、福岡県筑紫野市において下校中の児童に車が衝突する交通事故が立て続けに発生するなど、依然として登下校中の児童生徒等が被害に遭う交通事故が発生している状況です。

令和 3 年 6 月、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが衝突、5 名が死傷する痛ましい事故を受け、「通学路における合同点検の実施について（依頼）」（令和 3 年 7 月 9 日付け 3 教参学第 8 号）に基づき、関係機関の連携による通学路の合同点検やその対策を講じていただき、令和 5 年度末までに暫定的な安全対策を含め、全ての対策必要箇所において、安全対策が講じられました。

その後、暫定的な安全対策を講じていた 4,244 か所の対策必要箇所について、令和 7 年 1 月 23 日付け「『通学路における合同点検』に関する令和 7 年 3 月末時点の実施見込み及び令和 7 年 3 月末時点の実績の報告について（依頼）」に基づき、対策の直近の実施状況について報告していただいたところです。この度、令和 7 年 3 月末現在の通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回の取りまとめの結果、全体で 76,404 か所の対策必要箇所のうち 73,621 か所について対策が講じられ、教育委員会・学校の対策必要箇所については、41,770 か所のうち 41,749 か所について対策が講じられました。

教育委員会・学校においては、直近では 21 か所について暫定的な安全対策を講じておりますが、引き続き、必要な対応が取れるよう、警察、道路管理者との更なる連携・協力をお願いします。

また、地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成及び基本的方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願いします。

各都道府県私立学校主管課、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課及び附属学校を置く国公立大学法人担当課におかれては、教育委員会と連携しつつ、管下の学校及び所轄の学校に対し、推進体制に積極的に

参画し通学路の安全確保の取組を進めるよう働きかけをお願いします。

各学校におかれては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにするなど、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いします。

文部科学省では、毎年度「学校を核とした地域力強化プラン」において、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施し、スクールガード・リーダーの育成やその活動の支援、スクールガード養成講習会の開催に係る経費の補助を実施しております。この事業をご活用いただき、地域全体で児童生徒等を見守る体制の一層の強化をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し、それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
TEL：03-5253-4111(内線：2695)
E-mail：anzen@mext.go.jp

令和 7 年 6 月 27 日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について

令和 3 年 6 月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5 名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進め、暫定的な安全対策を含め、令和 5 年度末までに全ての対策必要箇所において、安全対策が講じられているところです。

暫定的な安全対策は講じられたものの、当初想定されていた対策が完了していない対策必要箇所について関係機関が対策を進めているところ、今般、取組の状況を調査し、令和 7 年 3 月末時点の全体の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（令和 7 年 3 月末時点）

		箇所数		割合
		対策済		
対策必要箇所（全体数）	7万6,404か所	対策済	7万3,621か所	96.4%
		暫定的な安全対策を含む	7万6,404か所	100.0%
教育委員会・学校による対策箇所	4万1,770か所	対策済	4万1,749か所	99.9%
		暫定的な安全対策を含む	4万1,770か所	100.0%
道路管理者による対策箇所	3万9,016か所	対策済	3万6,309か所	93.1%
		暫定的な安全対策を含む	3万9,016か所	100.0%
警察による対策箇所	1万6,997か所	対策済	1万6,992か所	100.0%
		暫定的な安全対策を含む	1万6,997か所	100.0%

- ※ 1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。
- ※ 2 1 か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。
- ※ 3 令和 7 年 6 月 27 日時点の確定値である。
- ※ 4 割合は小数点以下第 2 位を四捨五入している。
- ※ 5 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所 1,537 か所（うち対策済 1,480 か所）を含む。
- ※ 6 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。
- ※ 7 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（都道府県別内訳）

別表

（令和7年3月末時点）

都道府県名	対策必要箇所 （全体数）			対策必要箇所数（実施機関別）					
	対策必要箇所 （全体数）	対策済	対策済（暫定的な安全対策を含む）	教育委員会・学校		道路管理者		警察	
				対策必要箇所 （全体数）	対策済	対策必要箇所 （全体数）	対策済	対策必要箇所 （全体数）	対策済
北海道	1,845	1,795	1,845	1,634	1,633	489	440	299	299
青森県	691	658	691	533	533	267	234	129	129
岩手県	908	852	908	528	528	388	336	171	171
宮城県	1,600	1,555	1,600	1,316	1,316	536	508	357	357
秋田県	347	311	347	239	239	154	118	96	96
山形県	704	667	704	487	487	394	357	204	204
福島県	1,289	1,216	1,289	703	703	780	711	380	380
茨城県	1,860	1,809	1,860	743	743	785	742	523	523
栃木県	1,321	1,263	1,321	567	566	586	533	195	195
群馬県	1,039	1,033	1,039	424	424	595	589	418	418
埼玉県	4,581	4,456	4,581	2,216	2,216	2,968	2,843	855	855
千葉県	4,044	3,957	4,044	2,076	2,076	2,849	2,762	644	644
東京都	4,497	4,494	4,497	2,017	2,017	1,971	1,968	1,092	1,092
神奈川県	5,141	5,113	5,141	2,578	2,578	1,603	1,575	1,515	1,515
新潟県	2,129	2,023	2,129	1,598	1,594	774	672	272	271
富山県	899	826	899	373	373	536	463	138	138
石川県	808	797	808	383	383	449	438	229	229
福井県	416	397	416	145	145	240	221	96	96
山梨県	1,254	1,214	1,254	601	601	707	667	238	238
長野県	2,340	2,192	2,340	1,367	1,367	1,448	1,300	266	266
岐阜県	1,537	1,494	1,537	665	665	1,047	1,005	158	158
静岡県	1,101	1,086	1,101	617	617	566	551	256	256
愛知県	4,054	4,030	4,054	1,472	1,472	1,822	1,799	1,190	1,190
三重県	1,537	1,529	1,537	973	973	708	700	448	448
滋賀県	773	716	773	435	432	445	390	56	56
京都府	1,287	1,234	1,287	663	661	748	696	405	405
大阪府	3,891	3,878	3,891	1,912	1,912	1,749	1,736	1,337	1,337
兵庫県	2,867	2,790	2,867	1,887	1,886	1,613	1,537	549	549
奈良県	1,334	1,311	1,334	678	675	849	829	308	308
和歌山県	787	742	787	578	578	396	351	145	145
鳥取県	456	392	456	116	116	267	203	114	114
島根県	1,156	1,059	1,156	420	420	735	638	167	167
岡山県	1,423	1,352	1,423	866	866	644	573	398	398
広島県	1,535	1,399	1,535	769	769	875	739	268	268
山口県	975	896	975	972	972	575	496	258	258
徳島県	701	676	701	441	441	304	279	215	215
香川県	1,475	1,396	1,475	1,019	1,019	642	563	355	355
愛媛県	911	870	911	378	378	427	390	304	304
高知県	554	491	554	263	259	379	320	115	115
福岡県	2,365	2,237	2,365	1,094	1,094	1,362	1,235	470	470
佐賀県	814	729	814	187	186	676	591	65	65
長崎県	868	782	868	661	660	567	483	106	103
熊本県	1,742	1,679	1,742	1,298	1,298	675	612	467	467
大分県	923	837	923	889	889	525	439	142	142
宮崎県	1,016	933	1,016	347	347	561	478	195	195
鹿児島県	1,397	1,294	1,397	919	919	836	733	158	158
沖縄県	1,212	1,161	1,212	723	723	504	466	231	230
合計	76,404	73,621	76,404	41,770	41,749	39,016	36,309	16,997	16,992

※1 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。
※2 令和7年6月27日時点の確定値である。
※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所1,537か所（うち対策済1,480か所）を含む。
※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。
※5 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。